



朝日税理士法人

http://www.asahitax.or.jp

今月のNEWS(全般)

- NEWS1. 特定求職者雇用開発助成金支給要件変更
- NEWS2. 書籍の紹介
- NEWS3. 税制改正(法人税)

NEWS1. 特定求職者雇用開発助成金支給要件変更

高齢者(60歳以上65歳未満)や母子家庭の母、障害者等、就職が困難とされるものを新たに雇入れた事業者へ支給される助成金制度ですが、5月より支給要件が変更になります。助成金額、期間は右表です。( )内の中小企業への助成額が引下げの一方、障害者への助成期間は延長されます。平成27年5月1日以降の雇入れから適用となります。

表 特定求職者雇用開発助成金の助成額					
対象労働者		現行		平成27年5月	
		支給総額	助成対象期間	支給総額	助成対象期間
短時間労働者以外	高齢者(60歳以上65歳未満)、母子家庭の母等	90万円(50万円)	1年(1年)	60万円(50万円)	1年(1年)
	身体・知的障害者	135万円(50万円)	1年6ヶ月(1年)	120万円(50万円)	2年(1年)
	重度障害者等(重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者)	240万円(100万円)	2年(1年6ヶ月)	240万円(100万円)	3年(1年6ヶ月)
短時間労働者	高齢者(60歳以上65歳未満)、母子家庭の母等	60万円(30万円)	1年	40万円(30万円)	1年
	障害者	90万円(30万円)	1年6ヶ月(2年)	80万円(30万円)	2年(1年)

※( )内は中小企業以外の事業主に対する金額・期間です  
 ※短時間労働者とは1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者です

NEWS2. (書籍の紹介)

感情的にならない本 不機嫌な人は幼稚に見える 和田秀樹

他人の気持ちは変えられない、と割り切る、理屈は正しくても、なぜいい結果にならないか、感情的に反応する人は、放っておくしかない、「自分だって」といわれると、なぜ腹が立つか、根本的な解決などできないし、目指さなくていい(他)、自分にも他人にも機嫌のいい人になる、感情コンディションを整える方法！  
 そういえば、すぐに怒る人は幼稚に見えることが多いですね。



情報会員募集中

会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。  
 ※お問合せ先: 朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 内藤・神山 052-571-5480  
 西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850

## Question

税制改正で法人税の税率が下がると聞きましたが、どのように変わりますか。

## Answer

平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税の税率が23.9%に引き下げられます。(改正前25.5%)  
 欠損金繰越控除制度では、大企業の控除限度額が段階的に引き下げられる一方で、中小企業も含め繰越控除できる期間が10年に延長されます。大企業であっても、新設企業については7年間全額控除する制度が新設されます。

## 【解説】



## 1 改正前および改正後の税率対照表

法人および所得の区分		改正前		改正後(平成27年度)	
		法人税率	法人実効税率	法人税率	法人実効税率
中小法人、一般社団法人等 および人格のない社団等	年400万円以下の金額	19%	25.90%	15%	21.42%
	年400万円超 年800万円以下の金額		27.58%		23.20%
	年800万円超の金額	25.5%	36.05%	23.9%	34.33%
中小法人以外の普通法人		25.5%	34.62%	23.9%	32.11%

- ・上記以外に公益法人等の軽減税率の特例および協同組合等の軽減税率の特例(一定の法人を除く)(所得金額のうち年800万円以下の部分に対する税率19%→15%等)の適用期限は2年間延長されます。
- ・中小法人とは、期末資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人で、資本金の額または出資金の額が5億円以上である法人等による完全支配関係がある子法人等でない法人等。
- ・法人実効税率は法人住民税の均等割、法人事業税の資本割および付加価値割は含めずに計算しています。
- ・法人実効税率算定上の法人事業税および法人住民税は標準税率を適用し、法人事業税に関しては中小法人については軽減税率適用法人として、中小法人以外の普通法人については軽減税率不適用法人として計算しています。

## 2 欠損金繰越控除制度の縮減・拡充・新設

中小法人等以外		改正前	改正後	
			平成27年4月1日から平成29年3月31日までの開始事業年度	平成29年4月1日以後開始事業年度
下記以外の事業年度	控除限度額	所得の80%	所得の65%	所得の50%
設立日から同日以後7年経過する日までの事業年度	控除限度額	所得の80%	所得の全額	
繰越期間		9年		10年

## 中小法人等

控除限度額	所得の全額
繰越期間	9年 10年

- ・平成29年4月1日以後に開始する事業年度に生じた欠損金について10年間繰越可能。
- ・帳簿書類の保存要件、欠損金に係る更正及び更正の請求の期間も10年に延長。

## 根拠条文等

平成27年1月14日閣議決定 平成27年度税制改正の大綱

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 内藤・神山 052-571-5480  
 西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850